

第54回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2026年9月29日（火曜日）午前10時

開催場所 名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
当社 アルペン丸の内タワー23階会議室

決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

目 次

第54回定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/3028/>



証券コード 3028
2026年9月11日

株 主 各 位

名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
株 式 会 社 アル ペ ン
代表取締役社長 水 野 敦 之

第54回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては株主総会の資料について電子提供措置をとっており、インターネット上に「第54回定時株主総会招集ご通知」として株主総会資料等の電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://store.alpen-group.jp/corporate/ir/library/stockholder/>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3028/teiiji/>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（アルペン）または証券コード（3028）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2026年9月28日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2026年9月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
当社 アルペン丸の内タワー23階会議室
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第54期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書
類監査結果報告の件
2. 第54期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対し交付する書面には記載しておりません。
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ◎本株主総会の決議結果につきましては、本株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年9月29日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年9月28日（月曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権 を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年9月28日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・書面（郵送）およびインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

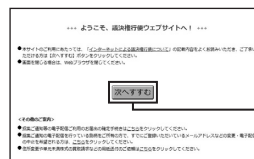
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

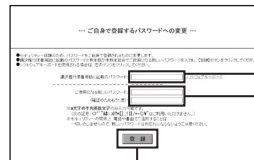
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	みず の 水野 たい ぞう 泰三	代表取締役会長	再 任
2	みず の 水野 あつ し 敦之	代表取締役社長	再 任
3	に じっ けん 二十軒 しょう 翔	専務取締役COO	再 任
4	まつ もと 松本 あや こ 絢子	社外取締役	再 任 社 外
5	た か は し 高橋 こう た ろ う 光太郎	—	新 任 社 外

再 任 再任取締役候補者 新 任 新任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者

候補者
番号

1

みず

の

たい

ぞう

(1948年11月8日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

1972年 7 月 当社設立代表取締役社長
2016年 9 月 当社代表取締役会長

2021年 9 月 当社取締役名誉会長
2022年 3 月 当社代表取締役会長（現任）

所有する当社の株式数：4,436,020株

在任年数：5年

取締役会出席状況：20/22回

取締役候補者とした理由

水野泰三氏は、当社創業者であり、長年にわたり強いリーダーシップを発揮し経営を担ってきており、代表取締役会長を務め、当社の経営において豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

みず

の

あつ

し

(1977年10月21日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

2000年 4 月 当社入社
2002年 8 月 当社監査役
2003年 9 月 当社販売部スポーツデポ
2005年 2 月 当社戦略企画室
2011年12月 当社ミフト事業部長
2014年 9 月 当社取締役

2015年 3 月 当社常務取締役、デジタル推進本部長、
デジタルマーケティング部長
2015年 9 月 当社専務取締役
2016年 1 月 当社マーケティング本部長
2016年 9 月 当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況：JAPANA(CAMBODIA)CO.,LTD.会長
JAPANA TECHNICAL CENTER(CAMBODIA)CO.,LTD.会長

所有する当社の株式数：3,326,280株

在任年数：12年

取締役会出席状況：22/22回

取締役候補者とした理由

水野敦之氏は、戦略部門および販売部門を歴任し、2016年からは代表取締役社長を務め、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

に

じっ

けん

しょう

(1984年7月18日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

2007年4月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・
インコーポレイテッド入社
2014年11月 当社入社
2015年1月 当社ミフト事業部長
2016年9月 当社執行役員兼ミフト事業部長
2017年2月 当社執行役員兼戦略企画室長
2018年2月 当社常務執行役員、店舗開発本部長
兼戦略企画室長
2018年8月 当社常務執行役員、店舗開発本部長
戦略企画本部長、マーケティング本部長

2020年11月 当社専務執行役員、店舗開発本部長、
戦略企画本部長、マーケティング本部長
2021年9月 当社専務執行役員COO、店舗開発本部長
戦略企画本部長、マーケティング本部長
2022年4月 当社専務執行役員COO、商品本部長
戦略企画本部長
2024年9月 当社専務取締役COO、商品本部長
戦略企画本部長（現任）

所有する当社の株式数：12,460株

在任年数：2年

取締役会出席状況：17/22回

取締役候補者とした理由

二十軒翔氏は、戦略部門、店舗開発部門、商品部門を歴任し、2016年からは執行役員を務め、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

まつ

もと

あや

こ

(1981年3月27日生)

再任

社外

略歴、当社における地位および担当

2005年10月 第一東京弁護士会登録
西村ときわ法律事務所（現 西村あさひ法
律事務所・外国法共同事業）入所
2013年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録

2017年1月 西村あさひ法律事務所（現 西村あさひ法
律事務所・外国法共同事業）パートナー
（現任）
2021年9月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況：西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー

所有する当社の株式数：－株

在任年数：5年

取締役会出席状況：22/22回

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松本絢子氏は、弁護士として高度な法律面の知見を有しております。また、コーポレートガバナンス、M&A、個人情報保護などの様々な観点で幅広い経験を有していることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者
番号

5

た か
高

は し
橋

こ う
光

た
太

ろ う
郎

(1995年1月29日生)

新任

社外

略歴、当社における地位および担当

2019年 8 月 株式会社AVILEN入社
2019年11月 株式会社AVILEN取締役

2020年12月 株式会社AVILEN代表取締役（現任）
2024年10月 株式会社LangCore取締役（現任）

重要な兼職の状況：株式会社AVILEN代表取締役
株式会社LangCore取締役

所有する当社の株式数：－株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高橋光太郎氏は、経営者としての実務経験に加え、AI・機械学習およびデータサイエンス分野における非常に深い知見・専門性を有しており、今後の経営戦略の推進に対する的確な助言や、独立した立場からの客観的な監督機能を発揮していただくため、新たに社外取締役候補者といたしました。

（注） 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 松本絢子氏の戸籍上の氏名は、山田絢子であります。

3. 松本絢子氏および高橋光太郎氏は、社外取締役候補者であります。

4. 松本絢子氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の要件をすべて満たしており、同氏と一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断しておりますが、同氏の所属する西村あさひ法律事務所・外国法共同事業の方針に従い、独立役員として指定、届け出は行っておりません。

5. 高橋光太郎氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の要件をすべて満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出する予定であります。

6. 当社と松本絢子氏との間につきましては、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。松本絢子氏の再任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。また、高橋光太郎氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役水巻泰彦氏が任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

みず まき やす ひこ
水 巻 泰 彦 (1958年1月26日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

1982年3月 当社入社
1998年9月 当社経理部長
2001年7月 当社財務部長

2008年9月 当社取締役
2009年9月 当社管理本部長
2024年9月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況：－

所有する当社の株式数：15,438株

在任年数：2年

取締役会出席状況：22/22回

監査等委員会出席状況：12/12回

取締役候補者とした理由

水巻泰彦氏は、長年にわたり財務部門を指揮し、また2008年からは取締役を務め、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有しており、当社の経営の監督・監査に活かしていただくため、引き続き監査等委員である取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 水巻泰彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社と水巻泰彦氏との間につきましては、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。水巻泰彦氏の再任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。水巻泰彦氏の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

下表は、本総会において各候補者が選任された場合の取締役（監査等委員である取締役を含む）および役付執行役員に対して、特に期待する専門性・経験を示しております。

職位	氏名	共通スキル					業界特性スキル				
		経営戦略	財務 会計 税務	法務 リスク管理 コンプライアンス	人材開発 ダイバーシティ	サステイナビリティ SDGs	商品戦略 企画製造 VMD	ブランディング ・マーケティング	営業戦略 出店政策	ロジスティクス	I T D X
代表取締役 会長	水野 泰三	●									
代表取締役 社長	水野 敦之	●			●	●	●	●	●		
専務取締役 COO	二十軒 翔	●			●	●	●	●	●	●	●
取締役	松本 絢子			●	●						
取締役	高橋 光太郎	●									●
取締役(常勤 監査等委員)	水巻 泰彦		●	●							
取締役 (監査等委員)	包原 智幸		●								
取締役 (監査等委員)	鬼頭 潤子		●								
取締役 (監査等委員)	青柳 良則			●							
常務執行役員	岡本 眞一郎						●	●			
常務執行役員	鎌田 貴之				●				●		

以 上



(ご参考)
事業報告サマリー

業績ハイライト

売上高

285,954 百万円

前期比 6.4%増 ▲

経常利益

10,072 百万円

前期比 3.7%減 ▼

親会社株主に
帰属する当期純利益

6,267 百万円

前期比 12.4%増 ▲

おもな財務指標

総資産

214,443 百万円

前期比 4.1%増 ▲

純資産

126,359 百万円

前期比 4.3%増 ▲

1 株当たり
当期純利益

164.88 円

前期比 20.27円増 ▲

事業報告

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度（2025年7月1日～2026年6月30日）における事業環境におきましては、雇用・所得環境の改善を背景に、国内経済は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、食料品や日用品を中心とした物価上昇の継続により、消費者の節約志向や選別消費の傾向は根強く残りました。また、中東情勢の緊迫化をはじめとする地政学リスクの高まりや、原材料、エネルギー価格の上昇など、先行きの不透明な状況が続きました。

スポーツ用品小売業界におきましては、健康志向の高まりや、注目度の高いスポーツイベントの開催などを背景に、競技・一般スポーツ関連商品が堅調に推移いたしました。一方で、物価高による買い控えや選別姿勢の強まりに加え、残暑や暖冬などの気候面が需要動向に大きく影響いたしました。特にアパレルを中心としたシーズン商品につきましては、不安定な気温変化による需要の変動が大きく、販売動向に影響を受ける状況となりました。

このような状況のもと当社グループは、前連結会計年度より開始した「中期経営計画2027」における重点施策に基づき、新規出店、既存店のリニューアル、EC事業の強化などによって市場シェアの拡大に注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は前年を上回ることとなりました。

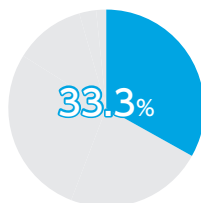
店舗の出退店の状況につきましては、スポーツ業態7店舗、ゴルフ業態3店舗、その他1店舗を出店し、スポーツ業態2店舗、ゴルフ業態2店舗を閉鎖いたしました。

以上により、当連結会計年度末の店舗数はスポーツ業態190店舗、ゴルフ業態196店舗、アウトドア業態21店舗、その他2店舗の計409店舗となり、売場面積は6,016坪増加し264,614坪となりました。

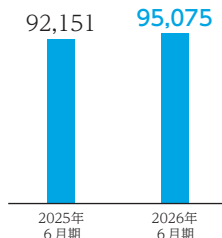
商品部門別の概要は次のとおりであります。

ゴルフ

売上高構成比



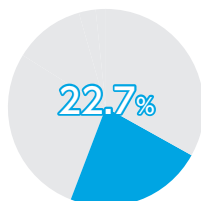
売上高 (単位：百万円)



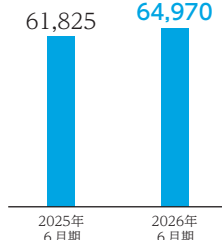
ゴルフ用品の既存店売上高は前年を上回りました。
全体的な需要は勢いに欠けたものの、取り扱いを強化している中古クラブの着実な伸長が下支えしたほか、下半期にかけては主力となる新製品クラブの発売が売上を牽引したことで堅調な推移となりました。その結果、売上高は95,075百万円（前期比3.2%増）となりました。

スポーツライフスタイル

売上高構成比



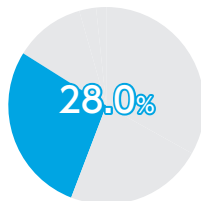
売上高 (単位：百万円)



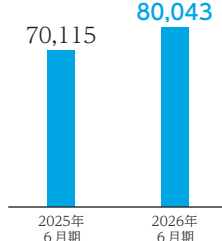
スポーツライフスタイル用品の既存店売上高は前年を上回りました。
カジュアルウェアは気候の影響を強く受けて低調に推移したものの、リカバリーインナーなどの機能性アイテムやバッグなどの小物類の好調が継続いたしました。その結果、売上高は64,970百万円（前期比5.1%増）となりました。

競技・一般スポーツ

売上高構成比



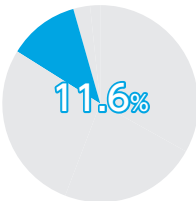
売上高 (単位：百万円)



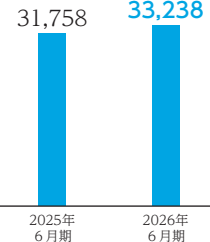
競技・一般スポーツ用品の既存店売上高は前年を上回りました。
最注力領域としているランニング用品の成長が年間を通して続き、全体を牽引いたしました。また、ラケットスポーツも好調な推移が続いたほか、第4四半期にかけてはワールドカップ開催によってサッカー関連の売上も伸びいたしました。その結果、売上高は80,043百万円（前期比14.2%増）となりました。

アウトドア

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)

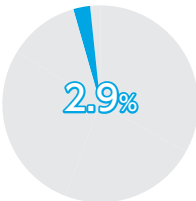


アウトドア用品の既存店売上高は前年を上回りました。

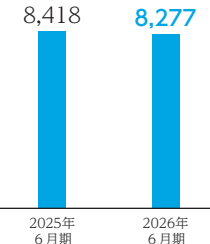
気温の影響による伸び悩みはあったものの、アウトドア Apparel が着実に成長しているほか、取り扱いを拡大しているトレッキング用品も堅調な推移となりました。その結果、売上高は33,238百万円（前期比4.7%増）となりました。

ウインター

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



ウインター用品の既存店売上高は前年を下回りました。

シーズン前半が雪不足の影響から低調な推移となり、シーズン後半にかけては持ち直しの動きが見られたものの、前半の遅れを補うには至りませんでした。その結果、売上高は8,277百万円（前期比1.7%減）となりました。

商品部門別売上高

部門 \ 期	2025年 6 月期		2026年 6 月期		
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
ゴルフ	92,151	34.3	95,075	33.3	103.2
スポーツライフスタイル	61,825	23.0	64,970	22.7	105.1
競技・一般スポーツ	70,115	26.1	80,043	28.0	114.2
アウトドア	31,758	11.8	33,238	11.6	104.7
ウインター	8,418	3.1	8,277	2.9	98.3
その他	4,385	1.6	4,348	1.5	99.1
合計	268,655	100.0	285,954	100.0	106.4

利益面につきましては、販売の伸び悩みにより過剰感の強まったアパレルを中心に在庫消化を強めたことに加え、節約志向の根強い状況下において、シェア確保に向けたセール等の施策を強化したことで、売上総利益率は前年に比べて低下いたしました。コスト面では、新規出店や既存店の改装投資による経費増加に加え、人件費を中心として全体的にコスト水準の上昇が続いているものの、全社的な売上高の確保が堅調であったことにより、売上高販管費率は改善いたしました。これらの結果として、当連結会計年度の営業利益は前年に比べて増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は285,954百万円（前期比6.4%増）、営業利益8,543百万円（同0.3%増）、経常利益10,072百万円（同3.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益6,267百万円（同12.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

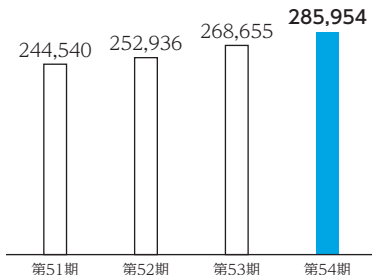
当連結会計年度における差入保証金等を含めた設備投資の総額は11,412百万円でありました。主な投資といたしましては当連結会計年度中の新規出店（スポーツ業態7店舗、ゴルフ業態3店舗、その他1店舗の合計11店舗）であります。

(3) 資金調達の状況

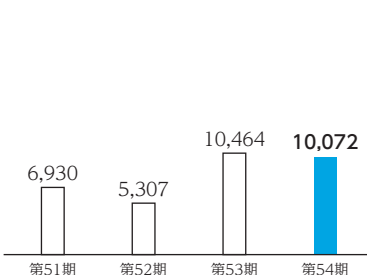
当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、特筆すべき事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

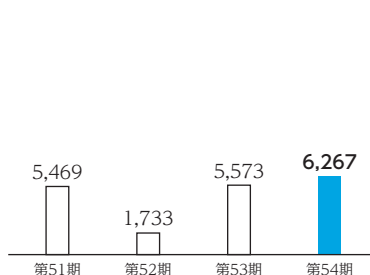
≫ 売上高 (単位：百万円)



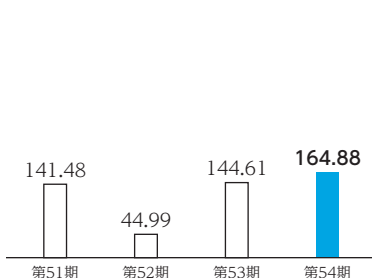
≫ 経常利益 (単位：百万円)



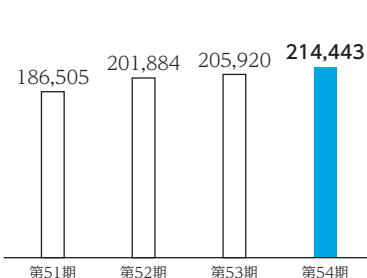
≫ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



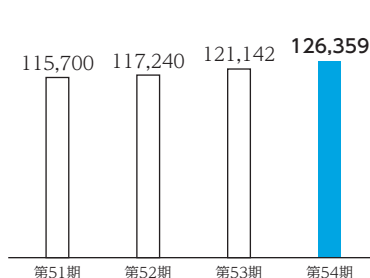
≫ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



≫ 総資産 (単位：百万円)



≫ 純資産 (単位：百万円)



区 分	第51期 2023年6月	第52期 2024年6月	第53期 2025年6月	第54期 (当連結会計年度) 2026年6月
売上高 (百万円)	244,540	252,936	268,655	285,954
経常利益 (百万円)	6,930	5,307	10,464	10,072
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,469	1,733	5,573	6,267
1株当たり当期純利益 (円)	141.48	44.99	144.61	164.88
総資産 (百万円)	186,505	201,884	205,920	214,443
純資産 (百万円)	115,700	117,240	121,142	126,359

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、国内景気は今後も持ち直しの動きが期待されるものの、中東情勢の緊迫化を始めとする地政学リスクの高まりや、原材料・エネルギー価格の上昇、円安の進行などの難しい経営環境が続くことが予想されております。

一方で、スポーツ用品小売市場においては、さらなる健康志向の高まりや、機能性の高いスポーツ・アウトドアアイテムの日常利用といった機会の拡大に加え、注目度の高いスポーツイベントの開催や、インバウンド需要による下支えなどを背景に、底堅い推移を見込んでおります。

このような状況の下、当社グループは新たに策定した「中期経営計画2029」における重点取組に基づき、堅調な推移が続くスポーツ領域の強化を軸とした、売上成長・シェア拡大の取組を加速してまいります。

リアル（店舗）領域においては、関西初となる旗艦店「Alpen OSAKA」の開業を始めとした、新規出店によって店舗網を強化していくとともに、既存店のリニューアルも引き続き推進し、体感型売場へのアップデートと、最新の地域事情およびトレンドに合わせた商品構成への見直しを行ってまいります。また、店舗スタッフの「リアルプレイヤー」としての育成も推進し、各領域における専門度を高めることで差別化を図ってまいります。

デジタル領域におきましては、自社ECサイト『Alpen Online』を軸としながら、外部モールにおいても効果的に販促施策を実行し、EC事業の成長を加速してまいります。また、情報発信のさらなるデジタルシフトを進めるとともに、アルペングループメンバーズ会員向けの会員属性や購買行動の分析を踏まえた発信の強化、店舗・デジタルの双方向での送客導線の強化を推進し、スポーツ専門店No.1としての充実した、より満足いただけるサービスの提供を実現してまいります。

その他、商品面において差別化につながる独自性の高いアイテムを着実に拡大させていくほか、昨今の気候面の変化に合わせた商品構成の見直しについても進めてまいります。また、足元で急速に進化するAIや機械学習などの新技術の導入、活用により、各種業務の効率化および管理精度の向上を図り、収益性の改善に繋げてまいります。

収益力拡大のための課題に加えて、コンプライアンスの強化とサステナビリティへの対応を積極的に進めてまいります。特に、サステナビリティにおいてはスポーツを楽しむために必要な「自然環境を守る」こと、「スポーツを楽しむ愛好家を育む」ことをスポーツ企業の責任であり使命と考え、スポーツ・サステナビリティ推進室によってこの2つの課題に対しての取り組みを進めております。現在は2027年までの5つの達成目標とKPIを設定し、活動を行っております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率(%)	主 要 な 事 業 の 内 容
(株) アルペンリゾート	10百万円	100.0	ゴルフ場の経営
(株) エム・アイ・ゴルフ	10百万円	100.0	ゴルフ場の経営
(株) エス・エー・ピー	10百万円	100.0	不動産仲介
JAPANA (CAMBODIA) CO.,LTD.	300万米ドル	100.0	スポーツウェア・グローブの製造
JAPANA TECHNICAL CENTER (CAMBODIA) CO.,LTD.	50万米ドル	100.0	靴の製造

(7) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

主要な事業内容は、次のとおりであります。

① 小売事業

主にスポーツ用品の販売および製造を行っております。なお、商品部門別の取扱い商品は次のとおりであります。

ゴルフ部門・・・ゴルフ用品等

スポーツライフスタイル部門・・・スポーツ・カジュアルウェア、スポーツシューズ等

競技・一般スポーツ部門・・・トレーニング・フィットネス用品、テニス・卓球等のラケット用品、野球・サッカー等の球技用品、自転車用品等

アウトドア部門・・・アウトドアウェア、キャンプ・トレッキング用品、マリン用品等

ウィンター部門・・・スキー・スノーボード用品等

② その他

主にスキー場、ゴルフ場の運営およびフィットネスクラブの運営を行っております。

(8) 主要な事業所（2026年6月30日現在）

当 社	(本社) 愛知県名古屋市中区 (店舗) スポーツ業態 190店舗 ゴルフ業態 196店舗 アウトドア業態 21店舗 アルペンクイックフィットネス 5店舗 フィットネスクラブ 2店舗 その他 2店舗 (スキー場) 岐阜県郡上市 (ゴルフ場) 岐阜県瑞浪市、北海道美瑛市 (ゴルフ練習場) 北海道北広島市 (倉庫) 愛知県小牧市、愛知県春日井市、愛知県丹羽郡大口町、 愛知県稲沢市、千葉県印西市、 (工場) 岐阜県可児郡御嵩町
(株) アルペンリゾート	(本社) 愛知県名古屋市中区 (ゴルフ場) 三重県四日市市
(株) エム・アイ・ゴルフ	(本社) 愛知県名古屋市中区 (ゴルフ場) 千葉県市原市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市
(株) エス・エー・ピー	(本社) 愛知県名古屋市中区
JAPANA (CAMBODIA) CO.,LTD.	(本社) カンボジア王国スバイリエン州バベット地区
JAPANA TECHNICAL CENTER (CAMBODIA) CO.,LTD.	(本社) カンボジア王国スバイリエン州バベット地区

(9) 使用人の状況（2026年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
3,275名（5,662名）	18名増（148名増）

（注）使用人数は就業人員であり、使用人数欄の（外書）は、臨時社員の最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
2,935名(5,593名)	39名増(154名増)	41歳4ヶ月	15年10ヶ月

（注）使用人数は就業人員であり、使用人数欄の（外書）は、臨時社員の最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

(10) 主要な借入先（2026年6月30日現在）

（単位：百万円）

借 入 先	借 入 金 残 高
(株) 三 井 住 友 銀 行	6,250
(株) 三 菱 U F J 銀 行	4,000
(株) み ず ほ 銀 行	1,125
(株) り そ な 銀 行	1,125

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年6月30日現在）

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 125,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 38,888,000株(自己株式329,828株を含む。) |
| (3) 株主数 | 46,223名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
(株) ミズノ・ホールディングス	13,582,960	35.23
水 野 泰 三	4,436,020	11.50
水 野 敦 之	3,326,280	8.63
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	1,610,200	4.18
ア ル ペ ン 社 員 持 株 会	481,314	1.25
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	292,554	0.76
モルガン・スタンレーMUF G証券株式 会社	201,909	0.52
J P モルガン証券株式会社	199,685	0.52
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 510499	137,000	0.36
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	128,600	0.33

（注）1. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

2. 当社は、自己株式329,828株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役（監査等委員、社外取締役を除く）	3,500株	2名
社外取締役（監査等委員を除く）	－	－
監査等委員	－	－

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4.会社役員に関する事項(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	水 野 泰 三	
代 表 取 締 役 社 長	水 野 敦 之	JAPANA (CAMBODIA) CO.,LTD. 会長 JAPANA TECHNICAL CENTER(CAMBODIA) CO.,LTD. 会長
取 締 役 副 社 長	村 瀬 一 夫	
専 務 取 締 役 C O O	二 十 軒 翔	商品本部長 戦略企画本部長
取 締 役	松 本 絢 子	弁護士 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	水 巻 泰 彦	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	包 原 智 幸	税理士 包原智幸税理士事務所所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鬼 頭 潤 子	公認会計士 鬼頭潤子公認会計士事務所所長 岐阜信用金庫 監事 クロスプラス株式会社 社外取締役（監査等委員） スズキ株式会社 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	青 柳 良 則	弁護士 アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役松本絢子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役松本絢子氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断しておりますが、松本絢子氏の所属する西村あさひ法律事務所・外国法共同事業の方針に従い、独立役員として指定、届け出は行っておりません。
3. 監査等委員である取締役包原智幸氏、鬼頭潤子氏および青柳良則氏は、社外取締役であります。
4. 監査等委員である取締役包原智幸氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員である取締役鬼頭潤子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は、監査等委員である取締役包原智幸氏、鬼頭潤子氏および青柳良則氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
7. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、水巻泰彦氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役および社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。なお、当該保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行に関して悪意または重大な過失があった事由に起因する場合、もしくは当該契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には保険が適用されないこととするなど、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬等については、当社および当社グループの企業業績と株主価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材を確保・維持することが可能な、職責に十分見合う報酬水準および報酬体系となるよう定める。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬等としての役員賞与および非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の付与で構成する。

ただし、社外取締役の報酬は基本報酬のみとする。

当社の監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみで構成する。監査等委員である取締役の個人別の報酬の額は、監査等委員の協議により決定する。

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬（固定報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、毎月均等に支給する。基本報酬は経営および業務執行を担う職責に対し、その対価として支給することとし、同様の役位を担う場合、個人別の基本報酬は同額とする。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位別の報酬は、当社と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業の報酬水準を踏まえ、役位ごとに決定する。

ウ. 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方式の決定に関する方針

業績連動報酬等は、金銭報酬の役員賞与のみとし、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の短期的な業績向上へのインセンティブと位置づけ、取締役に対して、各事業年度ごとの業績、会社の財政状況等を総合的に勘案して支給することとし、原則として年1回一定の時期に支給する。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の企業価値向上への貢献意欲や士気をさらに向上させることを目的に、株主総会で承認された報酬枠等の範囲内で定め、毎年一定の時期に、職責に応じて定められた個数

を付与する。

エ. 金銭報酬（固定報酬）の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬と業績連動報酬および非金銭報酬の割合については、経営環境、経営状況等を考慮しながら設定する。

オ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額については、指名報酬委員会で審議を行い、取締役会より一任された代表取締役社長が、指名報酬委員会からの答申内容を踏まえて、個人別の報酬額を決定しております。委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断しているためであります。

② 取締役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	支給額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	5名 (1名)	238 (3)	187 (3)	46 (-)	5 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3名)	25 (10)	25 (10)	- (-)	- (-)
合 計 (うち社外取締役)	9名 (4名)	264 (14)	212 (14)	46 (-)	5 (-)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第43回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）とすることが決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）は6名です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第43回定時株主総会において年額50百万円以内とすることが決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員は4名です。
3. 上記報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与について、2021年9月28日開催の第49回定時株主総会において年額30百万円以内、株式数の上限を年1万株とすることが決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）は4名です。
4. 業績連動報酬等にかかる指標は、事業年度ごとの業績および業績への貢献度であり、また、当該指標を選定した理由は、小売業を中心とした当社グループは、環境変化に対して対応の早さを重要視して

おり、指標に対しての結果だけでなく、変化対応のための数字に表れない貢献度も重要と考えております。業績連動報酬等の額の算定方法は、各事業年度の業績の達成度合いをベースに貢献度を考慮し、賞与として原則年1回一定の時期に支給することとしております。

5. 非金銭報酬等の総額は、譲渡制限付株式の割当にかかる費用を記載しております。

6. 取締役会は、代表取締役社長水野敦之に対し、指名報酬委員会からの答申内容を踏まえて各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額、社外取締役を除く各取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与の額および譲渡制限付株式の付与の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断しているためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役松本絢子氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナーを兼職しております。

当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

社外取締役包原智幸氏は、包原智幸税理士事務所所長を兼職しております。

当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

社外取締役鬼頭潤子氏は、鬼頭潤子公認会計士事務所所長、岐阜信用金庫 監事、クロスプラス株式会社の監査等委員である社外取締役およびスズキ株式会社の社外監査役を兼職しております。

当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

社外取締役青柳良則氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナーを兼職しております。

当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

- ② 当事業年度における出席状況、発言状況および社外取締役として期待される役割に関して行った職務の状況

社外取締役松本絢子

当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席いたしました。

弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当社の経営の公正性・透明性を高めるための発言を行っております。

社外取締役（監査等委員）包原智幸

当事業年度に開催された取締役会22回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。

税理士としての専門的見地から、取締役会および監査等委員会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として、活発な議事の運営に努めるとともに、当社の経営の公正性・透明性を高めるための発言を行っております。

社外取締役（監査等委員）鬼頭潤子

当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席いたしました。また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。

公認会計士としての専門的見地から、取締役会および監査等委員会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当社の経営の公正性・透明性を高めるための発言を行っております。

社外取締役（監査等委員）青柳良則

当事業年度に開催された取締役会22回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。

弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査等委員会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当社の経営の公正性・透明性を高めるための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ア．取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するため、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、統括部署を設置する。
- イ．コンプライアンスの推進については、コンプライアンス規程およびコンプライアンスコードを制定し、取締役および使用人の行動規範として遵守するよう周知徹底する。
- ウ．反社会的勢力に対しては、コンプライアンスコードに基づき、毅然とした態度で排除する。
- エ．各部室およびグループ各社は、遵守すべき法令等の自主点検制度による点検を行うとともに、内部監査室が監査する。これら活動は定期的に監査等委員会および取締役会に報告されるものとする。
- オ．また、当社は、内部通報規程により相談・通報体制を設け、取締役および使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気づいた時は、ホットラインにより通報することを定める。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、当社は通報者に対して不利益な扱いは行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に従い文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するとともに、文書管理規程に従い適切に保存および管理を行う。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設け、有事においては、「リスク管理規程」に基づき、「緊急対策本部」を設置して危機管理にあたることとする。平時においては、各部室および子会社が自主点検制度によりその有するリスクの洗い出しおよび自主点検を行い、そのリスク軽減等に取り組むとともに、内部監査室がそのリスク状況の監査を行い、コンプライアンス委員会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を原則として月2回開催し、取締役会規程等に基づき重要事項の決定および取締役の業務執行の監督等を行う。業務の運営については、中期経営計画、総合予算制度、月次損益制度による予算統制を実施する。職務については、組織基本規程、職務分掌規程、職務権限規程により権限分配と業務の効率化を図る。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、「関係会社管理規程」を制定し、関係会社を管理する部署を設置して総括的に管理することで、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、提示、要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。

イ. グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。

ウ. 当社取締役、部長およびグループ各社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立の責任を有する。子会社の重要な案件については、規程に基づき当社へ決裁を求めまたは報告する制度をとる。

エ. 監査等委員会が、会計監査人および内部監査室と連携して、グループ全体の監視・監査を適正に行える体制を構築する。

オ. 内部監査室は、当社および子会社の監査を実施し、その重要度に応じ監査等委員会、取締役会等の機関に報告し、業務の適正を確保する体制を構築する。

カ. 当社のリスク管理、内部通報制度は、グループ各社を含めた体制とする。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、要望があった場合には協議により必要とされる監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフを置くこととする。その人事については、監査等委員会の事前の同意を得て行うとともに独立性を確保するものとする。

また、監査等委員会スタッフは、監査等委員会に専属することとし、他の業務を一切兼任させないことにより、監査等委員会の監査等委員会スタッフに対する指示の実効性を確保する。

- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ア. 取締役および使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - イ. 取締役または使用人は、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況その他コンプライアンス上重要な事項を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査等委員会との協議により決定する方法による。
 - ウ. 監査等委員会で選定された選定監査等委員は、取締役および支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求めることができる。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項
- 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員会の過半数は独立社外取締役とし、対外透明性を担保する。
 - イ. 監査等委員会が独自に意見形成するため必要と認める時は、自らの判断で、専門の弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用する。
 - ウ. 監査等委員会は、代表取締役社長、内部監査室および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換する会を設定する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社およびグループ会社は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、「財務報告に係る内部統制構築の基本方針」を制定し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

コンプライアンス検討会において、各部室およびグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(3) 取締役会による剰余金配当等の権限行使に関する方針

当社は、消費者の健康で豊かな生活の実現に貢献することを通じて、将来にわたっての企業体質の充実と事業展開の拡大を図り、株主に対する利益還元と株主資本利益率の向上を基本方針としております。

配当については、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本とし、業績の進捗状況に応じて配当性向を勘案のうえ、株主に対し積極的な利益還元を行う方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり30円とさせていただきます。すでに、2026年3月9日に実施済みの中間配当金1株当たり25円とあわせまして、年間配当金は1株当たり55円となります。

連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(117,541)	流 動 負 債	(68,764)
現金及び預金	15,585	支払手形及び買掛金	17,931
売掛金	13,861	電子記録債務	28,191
有価証券	500	短期借入金	4,500
商品及び製品	83,527	未払法人税等	2,220
その他の	4,160	契約負債	3,560
貸倒引当金	△93	引当金	385
固 定 資 産	(96,902)	その他の	11,973
有形固定資産	(52,616)	固 定 負 債	(19,320)
建物及び構築物	26,567	長期借入金	8,000
土地	13,454	リース債務	1,310
リース資産	1,027	引当金	760
その他の	11,567	退職給付に係る負債	125
無形固定資産	(2,400)	資産除去債務	7,785
投資その他の資産	(41,884)	その他の	1,337
投資有価証券	4,516	負 債 合 計	88,084
差入保証金	20,630	純 資 産 の 部	
退職給付に係る資産	5,293	株 主 資 本	(121,048)
繰延税金資産	5,912	資 本 金	15,163
その他の	5,583	資 本 剰 余 金	21,626
貸倒引当金	△52	利 益 剰 余 金	85,026
資 産 合 計	214,443	自 己 株 式	△768
		その他の包括利益累計額	(5,311)
		その他有価証券評価差額金	2,254
		繰延ヘッジ損益	113
		為替換算調整勘定	54
		退職給付に係る調整累計額	2,888
		純 資 産 合 計	126,359
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	214,443

連結損益計算書

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		285,954
売上原価		172,916
売上総利益		113,037
販売費及び一般管理費		104,494
営業利益		8,543
営業外収益		
受取利息	90	
不動産賃貸料	1,152	
その他の	1,343	2,586
営業外費用		
支払利息	193	
支払手数料	138	
不動産賃貸費用	616	
その他の	108	1,057
経常利益		10,072
特別利益		
固定資産売却益	0	
事業譲渡益	260	
その他の	15	276
特別損失		
固定資産除却損	121	
減損損失	857	
その他の	2	982
税金等調整前当期純利益		9,366
法人税、住民税及び事業税	3,147	
法人税等調整額	△49	3,098
当期純利益		6,267
親会社株主に帰属する当期純利益		6,267

(单位:百万円)

– 36 –

損 益 計 算 書

(2025年 7 月 1 日から
2026年 6 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		283,723
売 上 原 価		172,771
売 上 総 利 益		110,952
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		102,404
営 業 利 益		8,547
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	113	
不 動 産 賃 貸 料	1,153	
そ の 他	1,436	2,704
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	193	
支 払 手 数 料	138	
不 動 産 賃 貸 費 用	616	
そ の 他	180	1,129
経 常 利 益		10,122
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	120	
減 損 損 失	857	
そ の 他	2	981
税 引 前 当 期 純 利 益		9,141
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,986	
法 人 税 等 調 整 額	△39	2,946
当 期 純 利 益		6,194

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年8月20日

株式会社アルペン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金原	正英
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣	吉登

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルペンの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルペン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関して指揮、監督及び査閲に関与する責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年8月20日

株式会社アルペン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金原	正英
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣	吉登

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルペンの2025年7月1日から2026年6月30日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等にしながら整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年8月21日

株 式 会 社 ア ル ペ ン 監 査 等 委 員 会

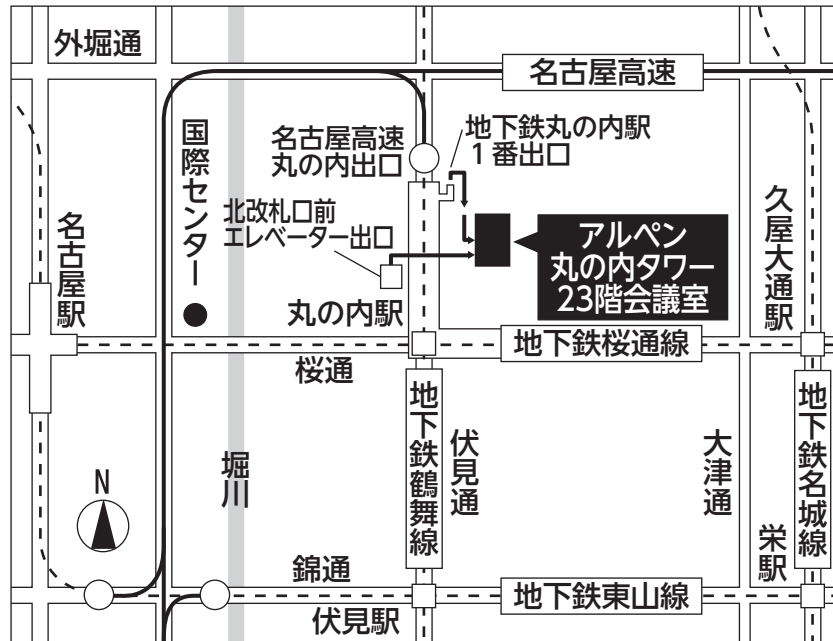
常勤監査等委員	水 卷 泰 彦	㊞
社外監査等委員	包 原 智 幸	㊞
社外監査等委員	鬼 頭 潤 子	㊞
社外監査等委員	青 柳 良 則	㊞

以 上

株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市中区丸の内二丁目 9 番40号
当社 アルペン丸の内タワー23階会議室
公共交通機関 地下鉄桜通線・鶴舞線「丸の内」駅
・ 1 番出口より約60m
・ 北改札口前エレベーター出口より約170m

※お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場
はご遠慮いただき公共交通機関をご利用くださいますよう
お願い申し上げます。



📍 アクセス

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。